

御所野遺跡の世界文化遺産登録推進イメージキャラクター「ごしょどん」貸出規定

御所野遺跡の世界文化遺産登録推進のため製作したイメージキャラクター「ごしょどん」の着ぐるみを広く住民等に貸出しをすることで、御所野遺跡の認知度を高めるとともに、登録への機運の醸成を図る目的として、着ぐるみを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第1条 この規定は、御所野遺跡の世界遺産登録推進イメージキャラクター「ごしょどん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 町長は、町の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「申込者」という。）が企画又は実施する各種イベント等で本町のイメージアップに資すると認められる場合に、着ぐるみを貸し出すことができる。

(使用申込)

第3条 申込者は、あらかじめ「ごしょどん」着ぐるみ貸出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要書類を添付し、貸出日の1ヶ月前を目途に町長に提出しなければならない。

(貸出承認の通知)

第4条 町長は、申込書の提出があったときは、速やかに申込者に対し、「ごしょどん」着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）又は「ごしょどん」着ぐるみ貸出不承認書（様式第3号）により通知する。

2 同一時期に複数の申し込みがあったときは、原則として先着順とする。

3 町長は、第1項に規定する貸出承認の通知をした後であっても、町の業務に支障が生じる場合、その他やむを得ない事情があると認めたときは、貸出承認の通知を取り消すことができる。

(貸出承認基準)

第5条 町長は、前条の貸出承認をしようとする場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、着ぐるみの貸出しを承認しないものとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 「ごしょどん」のイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
- (2) 一戸町の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 着ぐるみを正しい使用方法によって使用しないとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。

(5) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用について町長が不適切であると認めたとき。
(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として、着ぐるみを使用する各種イベント等の開催期間及びその前後とし、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出料)

第7条 貸出料は、無料とする。ただし、着ぐるみの配送料その他着ぐるみの引き渡し、受け取りに係る費用及びクリーニングに係る費用は、着ぐるみの貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)の負担とする。

(貸出方法等)

第8条 使用者は、町長が指定する時刻と場所において受け渡しを行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の周辺で使用しないこと。
- (5) 雨天または降雪等、悪天候の時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他町長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承認の取消し)

第10条 使用者が、前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、またはこの規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すとともに、貸出しを行わない。

2 前項の場合において、既に貸し出しているときは、町長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

(原状回復)

第11条 着ぐるみを破損または汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

2 修理、修復が困難な状態まで損傷している場合は、町長は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(町の責任)

第12条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切の責任を負わない。

(補則)

第13条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規定は、平成27年6月26日から施行する。